

## 令和5年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	指 摘 内 容
1	加入者	加入者原簿については、法令で定める事項を記載すること。
2		加入者の資格取得については、規約に基づき適正に行うこと。
3	事業周知	業務概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
4		業務概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
5	給付	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
6		加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
7	代議員及び理事	理事会における会議録は、適切に記録保管しておくこと。
8		代議員会における書面又は代理人による議決権行使については、代理権を証する書面（委任状）に欠席理由及び委任する代議員の氏名を記載して適正に行うこと。
9		代議員の代理出席は、災害・傷病等やむを得ない事情がある場合に限ること。
10		代議員に欠員が生じたときは、規約及び各規程に基づき速やかに選出すること。
11	資産運用	資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
12	監事監査	監事監査の実施計画は、当該事業年度に実施するものについて策定すること。
13		監事は、監督官庁からの認可書、通知書その他の業務運営に関する重要な文書の回付を受けること。

14	個人情報保護 (一般・特定)	一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること。
15		個人情報等について基幹システム又はそれに類するシステムで取り扱う場合にあっては、当該システムは、インターネットと物理的又は論理的に切断すること。
16		個人データを扱う従業者は、その役割を明確にしたうえで、業務の遂行上必要な限りにおいて個人データを扱うこと。
17		個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
18		個人情報を取り扱う業務に応じて適切なアクセス権限を付与すること。
19		基幹システムにある個人データを外部の機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パス基幹システムにある個人データを外部の機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行うこと。
20		個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
21		個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。
22		特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。
23		特定個人情報取扱規程において個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にすること。